

訪問介護

重要事項説明書兼契約書

(介護予防・生活支援サービス)

グッドライフヘルパーステーション

訪問型サービスに関する重要事項について、以下に明記をします。サービスのご依頼に際し、ご確認の上ご了承を頂く様、何卒お願い致します。

1 「サービス提供事業所の概要」

| | |
|----------|------------------|
| 事業所名 | グッドライフヘルパーステーション |
| 所在地 | 広島県福山市東町一丁目3番8号 |
| 電話番号 | 084-923-1288 |
| FAX | 084-944-3697 |
| 営業日 | 年中無休 |
| 営業時間 | 午前9時～午後6時まで |
| サービス提供時間 | 午前9時～午後6時まで |
| サービス提供地域 | 福山市内 |

2 「サービス提供事業者の概要」

| | |
|--------|--|
| 法人名 | 医療法人 三宅会 |
| 代表者 | 理事長 三宅 潤一 |
| 本社所在地 | 広島県福山市東町一丁目1番18号 |
| 電話番号 | 084-923-0220 |
| 連携医療機関 | 三宅会グッドライフ病院 |
| 事業内容 | 介護予防支援、介護予防、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、家事代行 |

3 「事業の目的」

関係法令等に基づき、人員及び管理運営に関する事項を定めた上で、利用者に対し、適切なサービスの提供をすることを目的とします。

4 「運営の方針」

- ① 利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した居宅での日常生活を営むことができる様に、日常生活全般に必要とされる支援を総合的に提供します。
- ② サービスの提供にあたり、利用者が自立した生活を営むための目標を設定し、計画的に行うとともに、介護予防支援等事業者との連携に努めます。
- ③ サービスの提供にあたり、関係市区町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図ることにより、総合的なサービスの提供に努めます。

- ④ サービスの提供にあたり、常に利用者の意思や人格を尊重します。
- ⑤ 事業の運営にあたり、自らが提供するサービス品質の評価を適切に行い、常に改善を図ります。

5 「当該事業の人員体制」

| | 資格 | 業務内容 | 常勤 | 非常勤 | 合計 |
|-----------|-----------|----------|----|-----|-----|
| 管理者 | 看護師 | 管理全般 | 0名 | 1名 | 1名 |
| サービス提供責任者 | 介護福祉士 | 計画作成、調整等 | 3名 | 0名 | 3名 |
| 訪問介護員 | 介護福祉士 | 生活援助全般 | 7名 | 4名 | 11名 |
| | 初任者研修修了者等 | | 2名 | 4名 | 6名 |

様（以下、「利用者」といいます）と医療法人 三宅会（以下、「事業者」といいます）は、グッドライフヘルパーステーション（以下、「事業所」といいます）が、利用者に対して提供をする訪問型サービスについて、次の通り契約を締結します。

第1条「契約の目的」

事業者は介護保険法等の関係法令及び、本契約に従い、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる様な、訪問型サービスを提供することとします。

第2条「契約の有効期間」

本契約の有効期間は、_____年_____月_____日から第9条3項、及び第11条・12条・13条の、いずれかに該当をする日までとします。

第3条「訪問型サービスの内容」

- 事業者が利用者に対して実施する訪問型サービスの内容は「契約書別紙」に定める通りです。事業者は「契約書別紙」に定めた内容について、利用者や必要に応じて、その家族に説明を行います。
- 事業者はサービス従事者を利用者の居宅に派遣し、「契約書別紙」に定めたサービス内容を第4条規定の訪問型サービス計画に従い提供します。

第4条「訪問型サービス計画書」

- 事業者は利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画等に沿った計画を作成し、計画的なサービス提供に努めます。
- 事業者は利用者がサービスの内容変更を希望し、その内容が介護予防サービス計画等の範囲内で可能な場合には、当該サービス計画を変更します。
- 事業者は利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合には、迅速に介護予防支援等事業者への連絡調整等の援助を行います。

第5条「サービスの従事者」

- 第3条2項に定めるサービス従事者とは、介護福祉士及び介護職員初任者研修を修了した者等、介護保険法または市区町村が示す規程等に規定された者とします。
- 利用者が派遣されるサービス従事者の交代を希望する場合は、業務不適と認められる事実等を詳細に明らかにした上で、事業者にサービス従事者の交代を申し出ることができます。
- 事業者はサービス従事者の交代により、利用者及び介護者等に対してサービス上の不利益が生じないよう、十分に配慮するものとします。

第6条「身分証の携行義務」

前条1項に定めるサービス従事者は、常に身分証を携行し、利用者、または家族から提示を求められた時には、身分証の提示をします。

第7条「サービス提供等の記録」

- 1 事業者は当該サービスの実施毎に「サービス実施記録」に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は前項の「サービス実施記録」等の書面を作成した後、当該契約の終了後は介護保険法等で規定された期間保管をします。
- 3 利用者は事業所の営業時間内に、当該事業所内にて、当該利用者に関する「サービス実施記録」等を閲覧できます。
- 4 利用者は当該利用者に関する「サービス実施記録」等の複写物の交付を申し出ることができます。但し情報量や提供方法等によっては、一定の猶予や手数料を頂戴する場合があります。なおその際には事前に説明するものとします。

第8条「サービスの利用料金」

- 1 利用者はサービスの対価として「契約書別紙」に規定された料金を支払います。なお、サービス従事者がサービス提供上使用する電気料金、水道料金、ガス料金は、利用者の負担とします。
- 2 事業者はサービス利用月の合計料金を記した請求書に明細を付して、翌月10日前後に利用者へ発送します。
- 3 利用者はサービス利用料金の全額を金融機関からの引き落とし、若しくは現金にて支払います。
- 4 サービス利用料金の領収書は、事業者がその支払いが確認でき次第発行をし、直近の請求書と併せて送付します。
- 5 保険者独自の減額制度によるサービス利用料金の軽減は、事業者が認定証の提示を受けた月のサービス利用分から適用されます。

◆料金規定

1.利用料金

福山市の規定額となります。

2.キャンセル規定

原則サービス実施日の前日午後5時までに、ご連絡を頂いた場合は発生しません。

① 利用料金が1回毎に設定されている場合

前日の午後5時以降にご連絡を頂いた場合、また事前のご連絡なくサービス提供が中止となった場合は、キャンセル料として1,000円を頂きます。

② 利用料金が月額制の場合

前日の午後5時までにご連絡がないキャンセルが続く等、一度も実績が発生しなかった月は、協議の上、別途キャンセル料金を頂く場合があります。

※但し病変や急な入院等やむを得ない事情の場合は①、②ともこの限りではありません。

第9条「サービス利用料金の変更」

- 1 本契約の有効期間中に介護保険法や市区町村の規程等の改正により、利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合事業者は、規程等の改正後、利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認をするものとします。
- 2 前項以外の事由による変更の場合には、事業者は利用者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより、サービス利用料金の増額または減額を申し入れることができます。
- 3 利用者は前項の変更を了承することができない場合、事業者に対して文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 4 前項の場合、利用者は提供済みのサービスについては、所定の利用料金を事業者に支払うものとします。

第10条「サービスの中止及び変更」

- 1 利用者は事業者に対して、サービス利用の前日の午後5時までに通知をすることで、料金の負担なくサービス利用の中止及び変更をすることができます。
- 2 前項に定める期限を過ぎた申し出、または事前の申し出なくサービスの提供が中止となった場合、利用者は「契約書別紙」に規定されたキャンセル料金を事業者に支払います。この場合の料金は、第8条規定の他料金に合算をして請求します。
- 3 但し利用者の病変、急な入院等のやむを得ない事情や、災害等による場合は、この限りではありません。

第11条「契約の自動終了」

- 1 次の事由に該当した場合には、本契約は自動的に終了とします。
 - ① 利用者が医療施設や介護保険施設等に入院や入所をし、在宅生活に復帰の見込みがないと判断された場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が要介護と判断された場合や、何らかの理由で当該事業の受給資格を喪失した場合
 - ③ 利用者が亡くなられた場合
- 2 第9条4項の規定は、本条1項についても準用とします。

第12条「利用者による契約の解約」

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書等で通知をすることで、本契約の解約ができます。但し利用者の病変、急な入院等のやむを得ない事情等がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも本契約の解約ができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書等で通知することにより、直ちに本契約の解約ができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく本契約で規定されたサービス等を履行しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が廃業等で、本契約の継続が困難な場合
- 3 第9条4項の規定は、本条1項及び2項についても準用するものとします。

第13条「事業者による契約の解約」

- 1 事業者はやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおき、明確な理由を示した文書等で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、事業者は文書等で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。
 - ① 利用者からのサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、支払いの催告に対しても、指定の期限までに料金が支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 3 第9条4項の規定は、本条1項及び2項についても準用するものとします。

第14条「守秘義務」

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了後も継続します。
- 2 予め文書により利用者の同意を得た場合は利用者の個人情報を、利用者の家族の同意を得た場合は利用者の家族の個人情報を、前項の規定に関わらず、別途定める同意書の内容に基づいて利用できるものとします。

第15条「損害賠償責任」

事業者は当該サービスの提供に際して、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、心身、財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償

するものとします。なお第14条に違反した場合も同様とします。

第16条「緊急時及び事故時等の対応」

事業者は当該サービス提供に際して、利用者のけがや体調の急変があった場合は、医師や家族等への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

第17条「連携」

- 1 事業者は当該サービスの提供にあたり、介護予防支援等事業者及び保健医療、または福祉サービスを提供するものとの適切な連携に努めます。
- 2 第13条に基づく解約になる際は、事前に介護予防支援等事業者に連絡します。

第18条「相談や苦情の対応」

- 1 利用者は提供された当該サービスに関して苦情等がある場合は、事業者、介護予防支援等事業者、市区町村、国民健康保険団体連合会に対して、苦情等を申し出ることができます。
- 2 事業者は相談、苦情等に対応する窓口を設置し、利用者からの当該サービスに関する苦情や相談等があった場合は、迅速且つ誠実に対応します。
- 3 事業者は利用者が苦情等の申し出を行ったことを理由として、利用者及び介護者等に対してサービス上の不利益が生じないよう、十分に配慮するものとします。

「サービス内容等に関する相談、苦情等の窓口」

| | |
|-----------------------|--------------|
| 《事業所の窓口》 管理者：兼田 晴美 | 084-923-1288 |
|-----------------------|--------------|

| | |
|-----------------------------------|-------------------|
| 《国保連の窓口》 広島県国民健康保険団体連合会 | 082-554-0783 (代表) |
| 《福山市の窓口》 福山市役所 保健福祉局 高齢者支援課 | 084-928-1189 (直通) |

第19条「本契約に定めのない事項」

本契約及び関係法令で定められていない事項については、関係法令等の主旨を尊重して、利用者と事業者は誠意を持って協議の上で解決に努めるものとします。

第20条「合意管轄」

本契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合には、利用者及び事業者は専属的合意管轄裁判所を広島地方裁判所福山支部とすることに予め合意します。
本契約の証として本書2通を作成し、利用者及び事業者が記名の上、各自1通を保有するものとします。

契約日 年 月 日

◆利用者 【住所】

【氏名】 _____

◆立会者 【住所】

【氏名】 _____

注：「立会者」は、利用者と共に本契約内容を確認し、また緊急時等において利用者の立場に立ち、事業者との連絡調整等を行うことができる方となります。なお「立会者」は、本契約上の法的な義務を負うものではありません。

※代筆者 【氏名】 _____ 【続柄】 _____

◆事業者

【所在地】 広島県福山市東町一丁目1番18号

【事業者名】 医療法人三宅会

【代表者氏名】 理事長 三宅 潤一

【管理者】 兼田 晴美

【事業所名】 グッドライフヘルパーステーション
(事業所番号 3471509756)

◆契約書説明者

【氏名】 _____